

特定施設に関する届出についての説明

届出書類	届出事由	法律上の根拠	届出期限
設置届	公共下水道を使用するものが特定施設を設置する場合。 (1) 建設予定の工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合 (2) 特定施設をすでに有する事業場が個別の特定施設を設置使用とする場合 (3) 特定施設となっていない施設を改造などして特定施設とする場合 (4) 旧の特定施設を使用廃止して新しい特定施設を設置する場合	法第12条の3第1項	届出期限はないが届出が受理された日から60日後でなければ届出内容を実施できない
使用届	(1) 公共下水道に下水を排除している工場又は事業場に既に設置してある施設が法令により新たに特定施設に指定された場合	法第12条の3第2項	特定施設となった日から30日以内
	(2) 従来特定事業場から公共用水域に汚水を排出していた者が終末処理場が設置されている公共下水道を使用することとなった場合	法第12条の3第3項	公共下水道を使用することとなった日から30日以内
	(3) 終末処理場が設置されていない公共下水道に終末処理場が設置され当該公共下水道を使用する特定事業場が下水排除の制限を受けることとなった場合		制限を受けることとなった日から30日以内
構造等変更届	届出済の特定事業場が、特定施設の構造、使用方法、汚水の処理の方法、下水の量、用水及び排水の系統の変更をしようとするとき。	法第12条の4	届出期限はないが届出が受理された日から60日後でなければ届出内容を実施できない
氏名変更届	届出に係る氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者に氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合。	法第12条の7	変更の日から30日以内
使用廃止届	届出済の特定施設の使用を廃止したとき。		使用廃止の日から30日以内
承継届	特定施設関係の届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けた場合。	法第12条の8	承継があった日から30日以内
実施の制限の短縮	法第12条の3第1項又は第12条の4に申請について実施期限を短縮することが出来る。	法第12条の6第2項	
公共下水道使用開始届	特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとする場合なお、法第11条の2第1項による公共下水道使用開始（変更）届を行った事業場は除く。	法第11条の2第2項	あらかじめ

※ 設置、使用及び構造等変更届出の際に次の添付書類が必要です。

1. 工場又は事業場の周辺の見取図
2. 工場又は事業場の敷地内の建物等の配置図、特定施設、除害施設等の配置図、
3. 特定施設の構造概要図
4. 汚水処理施設の構造概要図
5. 操業系統図、汚水処理系統図
6. 用水、排水の系統図